

中標津町自治基本条例 その1

そもそも
「自治」って
なに？

この条例の
メリットって
なに？



どうして
こんな条例が
あるの？

「町民が主体
の自治」って？

☆おしえて！町長！

Q. そもそも「自治」ってなに？

A. 「自治」とは、「自分たちのことは自分たちで決める」ことです。
学校でいえば「児童会」や「生徒会」が「自治」であり、家庭も「自治」のひとつです。
自分たちの地域に関することは、自分たちの地域で考えて決めること、これが「地方自治」です。

Q. どうしてこんな条例があるの？

A. 「地域のことは自分たちで決めていこう」という地方自治では、町民のみなさんが主役になります。
自分たちが暮らすまちについて、町民のみなさんがまちづくりに参加しやすいように、ともに考え、行動できるようにするためです。

☆おしえて！議長！

Q. この条例のメリットってなに？

A. 町民のみなさんの生活に大きな変化をもたらすことはありませんが、自治における町民・議会・行政の役割や責任を明確にすることによって、町民のみなさんがまちづくりに参加しやすくなり、「町民が主体の自治」が推進されます。



☆おしえて！全町内会連合会会長！

Q. 「町民が主体の自治」って？

A. 安心して心豊かに暮らすことのできるまちづくりは、議会や行政（役場）だけではできません。

このまちに住む自分たちが、自らの生活地域について考え、行動すること、これが「町民が主体の自治」です。

まちのことを知ることも「まちづくりへの関わりの第一歩」です。

詳しくは、中標津町ホームページをご覧ください。（表面のQRコードから）



ま ち
「住みたい 住み続けたい 中標津」を目指して